

## [特別講演]

## アスベスト飛散防止対策

松井佳巳

(環境省水・大気環境局大気環境課長)



## 1. はじめに

今回のアスベスト問題の発端は、2005年6月29日の毎日新聞の夕刊記事(図1)である。問題は「工場周辺住民も2人」のところで、従業員だけであるならば労働災害であるが、工場周辺住民も被害を受けたということになると、石綿が飛散して、それにばく露された住民が影響を受けたということで、これは大気汚染になる。

この新聞報道のあと、連日のマスコミ報道があった。まさにアスベストの嵐が吹きまくった。このため、政治(永田町)、行政(霞ヶ関)、そして都道府県においても、同じような状況だったと思うが、特別の対応をせざるを得なかった。

ただ、問題が顕在化してからの政府の対応は早かったと思う。7月1日にはアスベスト問題に関する関係省庁の課長級会合が設置され、7月中に10回開催されている。その後、局長級の会合も設置され、さらに上がって内閣官房長官をヘッドと

する関係閣僚による会合も、7月から12月までに10月を除く毎月末開催された。

そこでは、通常ではまず考えられないことが起きた。対策の強化に対して反対がまったくなかったこと、被害者救済のための新法が5カ月足らずでできあがったこと、対策関連の4つの法律を「一括法」により改正したこと、上記2法を通常国会の冒頭に処理したことである。これは、今回のアスベスト問題が本当に大きな社会問題であったことを物語っている。

## 2. アスベストに関する基本情報

アスベスト(石綿(いしわた)、石綿(せきめん)とも呼ぶ)は、火成岩がマグマの影響で熱水作用を受け、繊維状の結晶となったものであり、ギリシャ語で「永久不滅」「消えない炎」という意味である(図2)。アスベストの主なものは、クリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシド



図1 発端となった新聞記事(平成17年6月29日)



図2 アスベストとは

ライト(青石綿)の3種類で、主に工業用などで使われている(図3)。このほかにも、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトがある。

とくにクロシドライトが一番毒性が強いといわれていて、顕微鏡写真(図3)を見ても、細くてとがっているということがよく分かる。

アスベストは非常に優れた性質、耐熱性、断熱性、防音性、耐薬品性、電気絶縁性を持っていて、そのためにさまざまな用途に使われている。一般民生用として建材、給排水設備、スレート、石綿管などに、また産業用にも、産業機械、化学設備、プラントなどの保温剤、断熱材、船舶、自動車な

どの繊維品、ジョイントシート、ガスケット、石綿の紙や板、布、摩擦材、昔は自動車のブレーキなどにも使われていた。

わが国へのアスベストの輸入(図4)を見ると、戦時中は輸入がストップしていたが、1949年に輸入が再開され、60年はわずか7.7万tだったが、その後著しく増加し(これは高度経済成長期に当たる)、70年には30万t、74年の35万tが過去最大で、以降、93年まで毎年20万tを超えていた。

その後は急激に減少し、2005年は110tとなった。戦後の輸入の合計が967万tと、約1千万tになっている。なおわが国でも、小規模なアスベストの

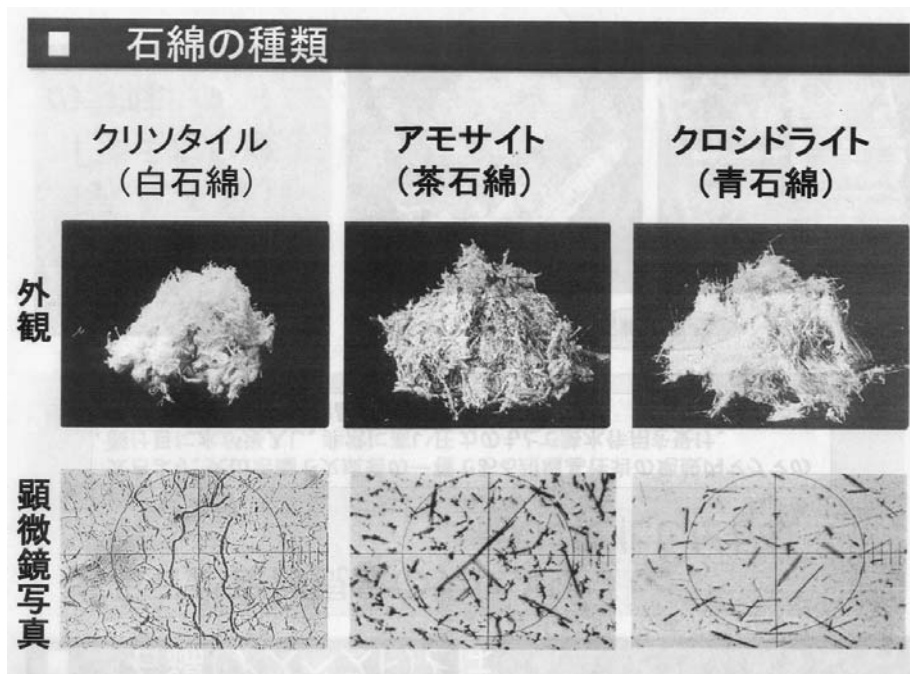


図3 アスベストの種類

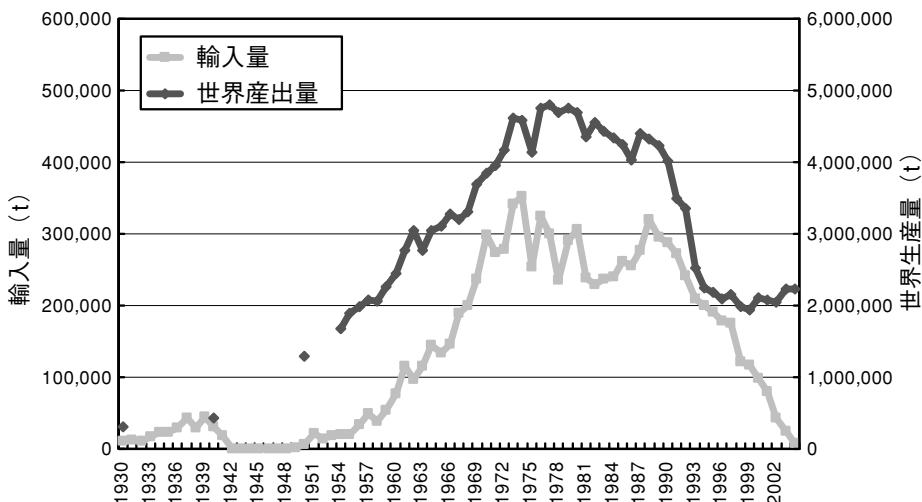


図4 わが国のアスベストの輸入

鉾山は全国にあり、とくに北海道、九州などに、また新潟県にも一つあったようである。もちろん、今では閉鎖されている。

日本の輸入量の推移は、1974年に35万tとピークを迎え、その後いったん減ったが、また増加しており、これはバブル期にいろいろな建物の建設に使用されたもので、その後急激に減少しているということが分かる。

次にアスベストによる健康障害について簡単に触れる。主な健康障害は3つあげられている。1つが石綿肺(せきめんはい/いしわたはい)。これは肺が線維化してしまう。肺線維症、じん肺といっている。

次に肺がん。これは肺胞内に取り込まれた石綿繊維の、主に物理的刺激により肺がんが発生するもので、発がん性の強さが石綿の種類により異なるといわれており、太さや長さも影響するといわれている。

3つ目が中皮腫。肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍である。

これらはいずれも、ばく露されてから発症するまでの期間が長いことが知られている。とくに中皮腫は平均で38年といわれており、アスベストについて「静かな時限爆弾」という形容もされている。

いま、日本では年間約千名の方が中皮腫で亡くなっている。中皮腫については、かなりの部分、8割から9割程度がアスベストが原因であるといわれている。また、アスベストが原因で肺がんとなる方もほぼ同程度、約千名程度ではないかといわれている。

海外の文献に、アスベストの使用量170t当たり、1名の中皮腫患者が発生するというものがある。仮にそれが正しいと仮定して計算すると、わが国の戦後のアスベストの輸入量は967万tなので、それを基に試算すると5万6,882人となり、それだけの方が中皮腫でお亡くなりになる。また、それとほぼ同数の方が、肺がんでお亡くなりになるという推定もできる。

### 3. アスベストに係るこれまでの取り組み

アスベストに係る過去の取り組みを振り返ってみ

たい。整理の視点として3つあげる。1つは労働安全衛生の観点から、もう1つが大気汚染防止、3点目として海外の取組みはどうであったか、という視点である。

#### (1) 労働安全衛生(旧労働省、厚生労働省)

1971年 特定化学物質等障害予防規則制定  
除じん装置を有する局所排気装置の設置、呼吸用保護具の備え付け、作業環境の測定の実施

一般には、1971年の「特化則」の制定によって、その前後で状況が大きく変わったと考えている。

1972年 労働安全衛生法制定

1975年 特化則の改正

石綿の吹付け作業が原則禁止

1988年 作業環境評価基準設定

2000本/L(青石綿は200本/L)

1995年 労働安全衛生法施行令等改正

① 青石綿、茶石綿、およびこれらの含有製品の製造、輸入、使用等の禁止(施行令)

② 耐火建築物等における石綿除去作業に関する届出の義務付け(規則)

③ 保護具、作業衣等の使用、解体工事における石綿等の使用状況の調査、作業場所の隔離等の規制強化(特化則)

2003年 労働安全衛生法施行令改正

白石綿の含有製品の製造、輸入、使用等の原則禁止

2005年 石綿障害予防規則制定

#### (2) 大気汚染防止(環境省)

1989年に大気汚染防止法を改正

アスベスト製品製造工場に対する規制施設の設置等の届出、敷地境界基準(10本/L)

1996年に大防法改正

吹付けアスベスト使用建築物の解体等作業に対する規制

解体等作業の届出、作業基準

2005年 大防法の施行令を改正

解体等作業の規模要件の撤廃、対象となる建築材料に石綿含有断熱材等を追加

2006年 大防法を改正

アスベスト使用工作物の解体等作業の規制

1989年規制に至るまでの環境庁の歩みに触れてみると、1971年の環境庁設置の翌72年には海外文献調査、アスベストの生体影響に関する研究報告

ということで、調査に着手している。75年には大気中のアスベスト測定方法の検討を開始して、それを受けて測定方法を作り上げたうえで、77年にはアスベスト製品製造工場周辺での測定調査を行っている。80年には第1次のアスベスト発生源対策検討会報告がまとまり、それはアスベスト濃度に関する詳細なデータの収集とか解析等が必要とするものであった。

1981年から1983年まで、アスベストの環境濃度調査を初めて実施している。84年には第2次アスベスト発生源対策検討会報告がまとまり、一般大気中のアスベスト濃度は作業環境に比べるとはるかに低く、一般国民へのリスクは小さいが、モニタリングと大気中への排出をできるだけ抑制することが望ましいとの内容であった。翌85年には自治体あてに、「アスベストによる大気汚染の未然防止について」という通知を行っている。また、87年にはアスベスト発生源精密調査を行っている。このときの調査では、もう規制を行うということが念頭にあり、そのために必要な調査を行ったものである。こうした調査結果を受けて、88年にはアスベスト対策検討会報告がまとまり、アスベスト製品製造工場について所要の措置を講じること、安全な代替製品の開発普及を促進すること、といった内容が書かれている。

この検討会報告を受けて、1989年には中央公害対策審議会から、「石綿製品製造工場から発生する石綿への大気汚染の防止のための制度の基本的な在り方について」の答申をいただいた。これを受けて、89年の大防法の改正によるアスベスト製品製造工場に対する規制ができあがった。

### (3) 海外の取組み

1972年にILO、WHOの専門家会議などで、アスベストががん原性物質であることは認められている。このことは旧環境庁も承知した。75年には、米国で排出規制(アスベストの目に見える排出がないこと)が始まっている。80年にはフランスで排出規制(排出口の濃度は、 $0.5\text{mg}/\text{m}^3$  (ほぼ10000本/L)という大きな数値)、83年には西ドイツで同じような排出口の濃度規制( $0.1\text{mg}/\text{m}^3$  (ほぼ2000本/L))が行われて、86年にはWHOの環境保健クライテリア(世界の都市部でアスベスト濃度が1本から10本/L)が出され、その年には

ILOの石綿条約も採択されている。EUが87年で、環境庁が規制を行ったのが89年と2年ほど遅いが、ほぼEUと同時期に規制が行われたと考えていいと思う。ところが、米国が75年ということに比べると、89年まで時間がかかったというのは、環境庁などの対応に問題があったのではないかというマスコミの報道がかなりあった。これを受けて、当時の小池環境大臣は環境省としてしっかり内部検証させると記者会見の席で発表した。これを受けて政府全体として検証を行うことになった。

### 4. これまでの環境省の対応の検証

環境省の検証結果がどのようなものであったか紹介すると、環境庁が早くから石綿の危険性を認識していたのは事実である。健康影響に関する調査研究を進めるとともにモニタリングを行い、環境の状況を把握してきた。

その結果、工場内の作業環境と比べて、一般の大気環境濃度は著しく低く、一般国民への健康影響は少ないと評価した。先ほど述べたように、作業環境ではリットル当たり2,000本という基準が作られているが、それに比べると環境庁の測定結果では、数本とか、高くてもせいぜい100本、という状況であった。

したがって、「問題を放置し、対応が滞っていた」とは言い難い」とする検証結果を提出した。

しかし、大防法改正による規制の導入が平成元年まで行われなかったことについては、以下のような原因があると考えられ、「今後とも精査する」とした。

まず第1点が、完全な科学的確実性がなくても、深刻な被害をもたらすおそれがある場合には、対策を遅らせてはならないという考え方で、予防的アプローチといっている。これは1992年の地球サミットの際のリオ宣言の中に盛り込まれたもので、その前後の国際会議などでこの予防的アプローチが出てきたものである。

第2点として、環境庁の任務は汚染物質が工場外に出ることの防止、「エンド・オブ・パイプ対策」といっているが、排水や煙として出るところ、排出口を閉めること、そういったエンド・オブ・パイプ対策に限られるという認識があった。これ

は環境庁自らもそう考えていたし、他の省庁も、また国民もそう考えていたのではないかと思う。

環境庁の限られた所掌の範囲内でしか対策を行っておらず、積極的に対応すべきところ、関係各省との情報の共有や働きかけ、協同作業が十分ではなかった。

確かに当時の記録をみると、たとえば環境庁が行った調査研究報告を労働省に積極的にお渡しするとか、逆に労働省の調査研究の報告をいただくということが昔はなかった。そういうわけで、当時は関係省庁間の情報の共有、連携がなかったということはいえると思う。

昨年8月の結果について、さらに精査するというので、9月の関係閣僚会合に提出したが、基本的には8月の結果を追認するものだった。これを私なりに総括すると、まず第1点はオーソドックスな対応に終始したこと。

海外文献調査から始まり、測定方法の検討、モニタリング、代替製品の検討、規制を念頭に置いた詳細調査、検討会における検討、自治体への通知、中環審への諮問・答申、法律改正と順を踏んだオーソドックスな対応となっている。

このような対応は、実は今でも主流である。何かを規制するということは、やはりきちんとした対応をしなくてはならないということで、このような対応を行っているが、やはりどうしても時間がかかってしまう。

そうはいっても、通常ならば3年とか、長くても5年位で規制にまで至るわけだが、アスベストについては1972年に調査を始めてから、1989年に大防法の改正による規制が行われるまで17年近くかかった。アスベストは普通ではなかったわけだが、ではなぜ普通ではなかったのか。

まず第1点は、アスベストのリスクに関する認識である。先ほども述べたように、環境モニタリングの結果について、これは検討会報告の中であっているが、作業環境のレベルに比べてはるかに濃度が低いことから、リスクは小さいと判断した。

第2点として、アスベストによる健康被害の実例。先ほど冒頭で示した、毎日新聞の夕刊、「石綿死10年で51人、工場周辺も2人」と、そのような事例は残念ながら報告されていなかった。

実際、クボタで中皮腫の患者さんが初めて出たのは、1970年代の後半といわれている。したがって、その時点では起きていなかったということがあって、差し迫った問題とはなっていなかった。

またアスベストによる健康被害が、たとえば中皮腫で発症までに平均38年かかるという状況がある。これは広瀬弘忠氏が「静かな時限爆弾 アスベスト災害」という本を刊行して、社会的にも注目されたのは1985年のことである。そういうわけで、アスベストのリスクに関する認識が、やはりそれほど高い状況ではなかった。

次に、アスベストは耐熱性、断熱性、防音性、耐薬品性、電気絶縁性といった非常に優れた性質があり、それゆえ幅広い用途に使われていた。

また代替品を開発しなければいけないということで、動きはあったが、適当な代替製品がないという事情があった。

それから先ほど述べたように、1971年の「特化則」により一応の措置は講じられており、60年代のようなひどい状況ではもうなくなっていた。また、アスベストについては管理して使えば安全との主張があり、それを退けるまでには至らなかったといえるかと思う。

それから、もう1点。実は1980年代の前半、これは第2次オイルショック後で、経済も非常に冷え切った時で、この時代というのは、実は環境冬の時代であった。環境庁不要論さえあった。

したがって、このときに新たな環境規制を導入するのは難しかった。事実、1980年代の前半、環境庁関係の新法は、「湖沼水質保全特別措置法」ができただけである。したがって当時、環境庁はうつむいてじっと耐えているような状況だったと思う。

以上が環境省の検証を私なりに総括したものであるが、これはあくまで私見である。

## 5. アスベスト対策に係る主要な法体系

まず第1は労働者のばく露防止ということで、「労働安全衛生法」「石綿障害予防規則」、これは厚生労働省の所管。それから大気経由のばく露防止については、環境省が所管している「大気汚染防止法」、それから建築物内のばく露防止については「建築基準法」、廃アスベストの管理、これ

は「廃棄物処理法」、それから製造事業者における管理ということで「PRTR法」がある。

また被害者の救済ということで、「石綿による健康被害の救済に関する法律」という新法、それと、「労働者災害補償保険法」といった法律がある。このほかに「建築リサイクル法」などもアスベストに関連がある。

「石綿対策一括法」による他法令の改正をみると、まず「建築基準法」は、建築物におけるアスベストの使用を規制するものであるが、「労働安全衛生法」「石綿障害予防規則」で、すでにアスベスト製品の使用は禁止されている。したがって実質的なものは、既存の施設の中で吹付け石綿があり、それが飛散の恐れがある場合には、その除去を命ずることができる、というものである。

廃棄物処理法は、アスベスト廃棄物の溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設したものである。

地方財政法の改正は、地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去経費について、地方債をもってその財源とすることができる特例規定を設けたものである。今までは、施設を作るといものに対してはこの特例規定があったが、たとえば「除去する」といったものについては、特例規定がなかった。そのために、今回アスベストについて特別にこのような規定を設けたものである。

## 6. アスベスト緊急大気濃度調査

1995年を最後に、全国ベースのアスベストモニタリング調査は実施されていなかった。それ以前は隔年で行われていたが、アスベスト濃度がかなり低い状況にあったということから、やめてしまっていたもので、昨年6月末以降の状況を受けて、緊急に再開した。

昨年10月から今年3月まで、全国141地域、361地点において実施した。調査結果については、いずれの地域分類においても、とくに高い濃度は見られず、直ちに問題となるレベルではなかった。これは幾何平均値であるが、だいたいどこの地域分類でも、0.2~0.6本/Lぐらいの値となっていて、平均的には0.2~0.3本/L程度という状況であった。今年度も、若干計画は修正している

が、8月から調査を実施しているところである。

またこのアスベストの調査については、都道府県、政令市等においても実施しているものと思う。私どもにおいては、そういった都道府県のデータ等も集約した形で、今後公表していきたいと考えている。

## 7. 石綿による健康被害の救済に関する法律

これについて、ごく簡単に紹介する。

この法律は今年の2月に成立して、3月27日に施行されている。ただし、事業者からの費用徴収の部分は、来年の4月1日から施行することになっている。石綿による健康被害の特殊性から、石綿による健康被害を受けた者、またはその遺族に対して医療費等を支給するものである。

### (1) 救済給付の支給制度

この部分が環境省の所管で、対象となる指定疾病は中皮腫と肺がんである。救済給付については、被認定者に対する給付ということで、医療費の自己負担分と、療養手当1カ月当たり約10万円、それから葬祭料20万円。さらに法施行前に死亡された方の遺族に係る給付ということで、特別遺族弔慰金が280万円、特別葬祭料約10万円となっている。その他、救済給付調整金があり、中皮腫というのは、非常に予後の悪い、だいたい発症すると2年ぐらいでお亡くなりになる病気で、認定されてからすぐに亡くなった方に対しては、この280万円との差額分を救済給付調整金という形でお支払いするという規定となっている。

認定は環境大臣の判定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(旧公害健康被害補償予防協会と、環境事業団からできた独立行政法人)が担当することになっている。環境大臣は中央環境審議会の意見を聞いて判定することになっている。

救済給付の費用については、国、地方公共団体が資金を交付、拠出し、国については、今年2月の国会冒頭で補正予算として390億円ほどをすでに積んでいる。地方公共団体(都道府県)についても、財政事情が厳しい状況ではあるが、やむを得ないということで、拠出していただくことになっている。その他の部分については、労災保険適用事業主から広く薄くいただくということで、各事業主から一般拠出金という形でいただくことに

なっている。ただ、個々の拠出金額自体は少ない額になっている。それ以外に特別事業主として、アスベストとの関係が非常に深い事業主から特別拠出金を拠出していただくことになっている。この拠出金の拠出の方法等については、現在、環境省で作業を行っているところである。環境省のホームページで見いただければと思う。

## (2) 特別遺族給付金の支給制度

厚生労働省の所管である。時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方を対象に、特別遺族年金および特別遺族一時金を支給するとなっている。

## 8. 残された課題

環境省では大防法の改正や緊急モニタリング調査などを行っている。ただ現段階でもいくつか残された課題があり、それを簡単に紹介する。

### (1) 非飛散性アスベスト含有建材

昨年12月の大防法施行令の改正で、吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材、保温剤、耐火被覆材を規制対象の建材としたが、石綿含有のスレートボードなどの、いわゆる非飛散性のアスベスト含有建材、成形板は対象としないことにした。

これらの建材は規制対象のものに比べると、解体時のアスベストの飛散状況がそれほど高いとはいえないものの、解体時に乱暴な扱いをすると飛散する恐れがあることと、散水を行うと非常に効果があることが分かっている。したがって、規制の対象とはしなかったが、今年の7月に作成して都道府県にもお配りした「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の中で、その扱いを記述し、そのように取り扱うことを奨励している。

しかし、一部の自治体ではこの成形板についても条例等で手当するところがあり、これについては、引き続き検討を行っていきたいと考えている。このマニュアルについては、環境省のホームページからダウンロードできるし、日本作業環境測定協会から販売もされているので、ご覧いただければと思う。

### (2) アスベスト濃度の測定

アスベストの測定は、フィルターに捕捉したア

スベスト繊維を光学顕微鏡または電子顕微鏡で計測する方法で、人間が数を数えるものである。

アスベスト製品製造工場の敷地境界基準は、リットル当たり10本であるが、この基準の遵守状況に係る測定方法については、環境省の告示で定めている。一方、アスベスト使用建築物等の解体等作業における作業基準は作業の仕方を定めているものであって、濃度の測定は定めていない。

このことに対して、一部の自治体では、条例で濃度測定を事業者に義務付けるところもある。また、必ず立入検査をして、自治体側で測定しているところもあり、非常に苦勞されているところもある。そういった自治体からは、是非この作業基準の中に濃度の測定を入れてもらえないかとの要望をいただいているが、現時点では採用するに至っていない。引き続き検討すべき課題と考えている。

環境省の告示法では位相差顕微鏡でアスベストの形状をしたすべての繊維、長さ $5\mu$ 以上、かつ長さとの比が3対1以上のものを対象繊維とした上で測定を行う。次に生物顕微鏡で石綿以外の繊維を測定する。アスベストは生物顕微鏡下では透明になり見えなくなる。したがって、引き算を行うことによって、アスベスト繊維数を求める。これが環境省の告示法である。

この告示法は、基本的には白石綿を対象としている。アスベスト製品製造事業所においては、規制が導入された段階ですでに青石綿、茶石綿は使われていなかったということがあった。したがって、この告示自体に問題があるわけではないが、広く他の試料、たとえば環境大気中のアスベスト測定方法に適用するとなると、青石綿、茶石綿も測定できるものでなくてはならない。また精度よく測定するには、相当の熟練が必要なことと、測定に時間がかかるという問題がある。

次に分散染色法。これは最近作られつつあるもので、個々のアスベストの分散特性、屈折率の相違を利用して測定するもので、屈折率の異なる複数の染色液を用い、専用のレンズを装着した位相差分散顕微鏡により計測する。

これによると青石綿、茶石綿、白石綿を区別して測定することが可能であるといわれている。JIS化に向けた検討が行われているが、作業環境の濃

度レベルが高いところでは問題ないが、濃度レベルが低い環境試料ではなかなか今のままでは分散染色法を適用するのが難しい、との調査結果が出ている。

電子顕微鏡、分析電子顕微鏡による測定。電子顕微鏡では高倍率を活かすことができ、繊維の形態を詳しく観察することができる。また分析電子顕微鏡では、エネルギー分散型X線分析機を装着することにより、元素分析が行われ、アスベストの種類同定が可能となっている。

光学顕微鏡で分散染色を使って測ったところ、アスベストが検出された。ところが、これをエネルギー分散型X線分析機を装着した電子顕微鏡で測ったところ、それはアスベストではなかったというようなことも実際に起きている。

アスベストモニタリングマニュアルは1993年12月に改定されたもので、もう10年以上たっている。その後の知見や技術が進歩しているの、現在環境省では改定のための検討を行っている。

以上が測定法についての問題ということで、いろいろと課題があると考えている。環境研究技術室においては、環境技術開発等推進費で「アスベストの飛散抑制対策に資する技術開発」という課題で研究を進めていただいている。私どもとしても、この課題による成果が上がることをたいへん期待している。

### (3) 発展途上国におけるアスベスト汚染

もう一つ今後の課題として指摘しておきたいのが、発展途上国におけるアスベスト汚染である。

わが国の高度経済成長期やバブル期に、アスベストの使用量が増加した。いま、同じことが中国やインド、タイなどの途上国で起きている。こういった国における実態がどうなのか、私どもではつまびらかにはわからない。かつての1960年代の日本のような状況は、よもやないだろうとは考えているが、万が一、アスベストのばく露がいま起きているとすると、これから30年、40年経ったときに、これらの国々において中皮腫による患者さんが出てくる可能性がある。

したがって、そういう事態はぜひ防いでもらいたい。そのためには、わが国の経験や知見、技術を途上国と共有することが望まれる。国際会議の場などで発信をすることや、可能ならば調査など

も進めていきたいと考えており、いま、予算要求なども行っている。

またもう1点指摘しておきたいのは、こういった途上国には日本の企業がたくさん進出しているが、そうした企業において、アスベストだけの問題ではないが、現地におけるばく露という問題をぜひ起こすことがないようにしてほしいと考えている。

## 9. おわりに

環境省では1989年の大防法による規制の導入に至るまで、段階を踏んで対応してきた。これを振り返ると、過去の私どもの先輩の対応に大きな問題はなかった、あの時代を考えれば、よくやっていたのではないかと、私自身は考えている。

しかし、1970年代、1980年、規制がスタートした89年後のばく露の状況が本当にどうだったのか、また、それによる中皮腫や肺がんの発生がどうなるかということは、まだこれからの話である。中皮腫発症までの期間は平均38年ということになると、70年にばく露された方が08年あたりに中皮腫として発症するということである。私どもとしては、71年の特化則の前後において相当状況は変わっていると考えており、今後中皮腫の患者さんの数は明らかに減ってくるだろうと考えているが、それが実際にどのような状況になるかというのは、時間の経過をみないと分からない。

昨年の6月末以降、アスベストの嵐の中で、われわれとしてもできるだけのことをやってきたが、現在でも地方紙や中央紙において、アスベストに関する記事が出ている。

したがって、まだすぐにはアスベストの嵐が静まることはないと考えているが、私どもとしてはなるべく早く収まってほしいと願っている。

ただ、それが単に国民が時間がたったことによって、アスベスト問題を忘れてしまうということであってはいけないと思う。アスベストについて正しい理解のもとに、アスベストの対策がきちんと行われて、国民の安心、安全が確保される、そのようなことに向けて、私どもとしても、今後地方公共団体の行政部局や研究所の方々と一緒に進めていきたいと考えている。やるべきことはまだ残されている。